

緊急確保航路設置の経緯について

■東日本大震災の状況

○東日本大震災では、想定を越える津波が来襲し、無数の漂流物が発生し、船舶航行の障害となった。



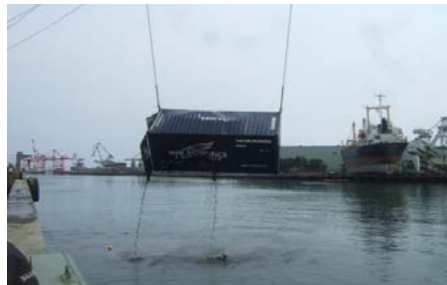
【木材の漂流】



【浮遊物】



【自動車の沈降】



【コンテナの沈降】

■東日本大震災を踏まえた教訓

大規模地震・津波により被災した場合、地域社会に甚大な被害を与えるとともに、海上交通の麻痺により物資の供給網が寸断され、**市民生活や産業活動に深刻な打撃を与えることが懸念される**

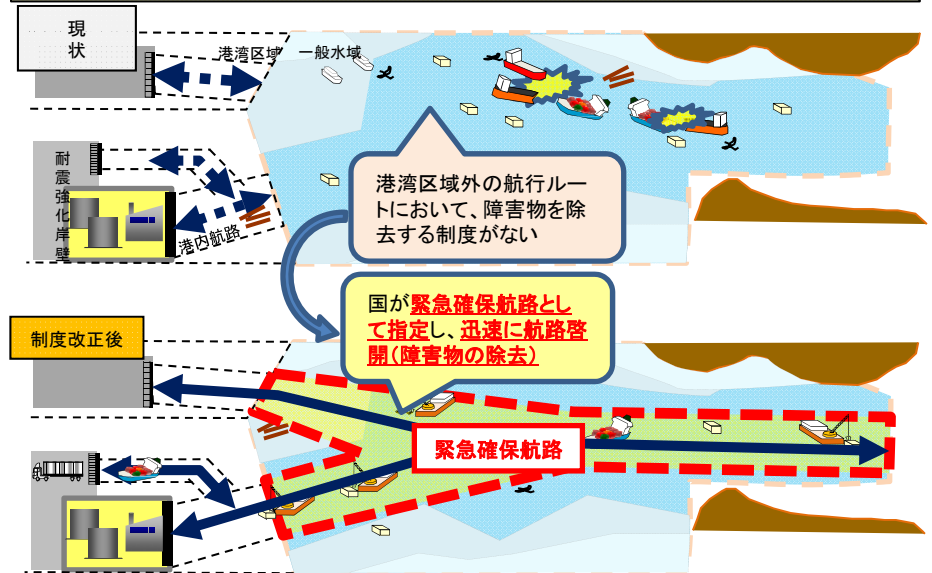
- 事前防災・減災対策により市民生活や産業・物流機能への影響を最小限にとどめるための措置
- 災害からの港湾の早期復旧を実現するための措置

大規模地震・津波から命と暮らしを守る

緊急確保航路の概要

緊急確保航路の概要

大規模地震等の発生時に、緊急物資を輸送する船舶の通航ルートを確認するため、瀬戸内海や大阪湾の一般海域において国が障害物を迅速に除去できる区域として緊急確保航路を設定しました。



II 緊急確保航路内の禁止行為等

〈港湾法第五十五条の三の四関係〉

緊急確保航路内において、みだりに、船舶、土石その他の物件で国土交通省令で定めるものを捨て、又は放置することはできません。

III 緊急確保航路内における工作物の設置等に関する許可

〈港湾法第五十五条の三の四2～4関係〉

緊急確保航路内において、工作物の設置等により占用し、又は土砂を採取しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないため、近畿地方整備局に許可申請書の提出が必要となります。
※許可申請書の提出先は各地方整備局の担務海域により異なります。

